

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 8 年 9 月 17 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
緑園義務教育学校 プール可動床支柱撤去委託
- 2 履行場所
横浜市泉区緑園五丁目28番地
横浜市立緑園義務教育学校後期課程
- 3 契約日
令和 8 年 6 月 30 日
- 4 履行日又は履行期間
令和 8 年 7 月 3 日
- 5 契約金額
206,800 円（税込）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
東京都中央区日本橋本町 1－5－4
高橋カーテンウォール工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
屋内プールに設置されている可動床の支柱受け部が 1 箇所故障し、支柱が地上からでは撤去不能となった。可動床はプールサイドとフラットな高さにあり、支柱を撤去しないと床を水中に下げることができず、早急に対応しなければ、授業及び部活動を実施することができないことから、緊急契約での撤去作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
横浜市立緑園義務教育学校